

学校園における医療的ケア

すべての子供が安全・安心な生活を送るために



神戸市教育委員会

令和5年度 改訂版



1. 医療的ケアとは

「医療的ケア」って・・・！？

一般的に学校園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。

学校園において医療的ケアを実施することで、

子供たちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

- * 医療的ケアを通じた**生活リズムの形成**
- * 医療的ケアの必要性など自分の、**意思や希望を伝える力の育成**
- * 医療的ケアの成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- * 安全で円滑な医療的ケアの実施による**信頼関係の構築**

医療的ケア児の1日（例）

起床	<ul style="list-style-type: none">・朝の健康チェック・準備物の確認・補充
登校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の提出・保護者から学校園へ健康状態を情報共有
授業	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施（適宜） <p style="text-align: center;"><昼食 ・ 医療的ケア></p>
下校	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳等の返却・学校園から保護者へ健康状態を情報共有



保護者の声

* 「人工呼吸器をつけていますが毎日学校で授業を受け、登校することを楽しみにしています。」

* 「体調の変化や気になることを相談しやすく信頼しています。親の負担や不安が軽減され感謝しています。」



2. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
 - ・ 気管切開部からの吸引
 - ・ 酸素療法
- 鼻腔内喀痰吸引
- 経鼻経管栄養
 - ・ 気管切開部の管理
 - ・ 導尿 など
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
 - ・ 人工呼吸器の管理

上記●は「特定行為」といい、登録された特別支援学校に在籍し、研修を終えて認定を受けた教職員が実施できます。

※学校園では、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施します。

(指示書にかかる必要経費は保護者負担となります)

※医療的ケア実施についてはお子さんの状態や医療的ケアの内容などを確認したうえで、個別に判断します。

※看護師の配置は医療的ケアを実施する時間のみです。(見守りのための看護師配置はできません。)

3. 神戸市内にある学校園の医療的ケアの体制

	神戸市立学校園 (特別支援学校以外)	神戸市立 特別支援学校	兵庫県立 特別支援学校 (普通科のみ)
実施者	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問看護ステーションからの派遣看護師・ 学校看護師・ (保護者)	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師・ 認定された教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 学校看護師
実施時間	看護師が行うケアは最大週15時間 ※看護師の派遣時間は、関係者による協議で決定します。(最大週15時間を想定しているケア内容は、人工呼吸器の管理や喀痰吸引等です。)	学校園での活動中、必要に応じて実施	学校での活動中、必要に応じて実施
相談時期	就園・就学相談に向けて、次年度当初に広報される全体説明会や個別相談会に参加し、その後、各学校園で行われる教育相談や学校園見学会、体験入学、入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。		6月頃に各学校で行われる教育相談や学校見学会、体験入学説明会に参加していただき準備を進めていきます。

* 保護者の皆様へ *

- ・ 登校園時は、健康状態を学校園へご報告ください。
- ・ お子さんの体調が悪い日は、医療機関の受診を優先して、登校園をお控えください。
- ・ 体調の急変など、緊急時に備え、連絡がつく電話番号等を学校園にお知らせください。
- ・ 定期的に医療機関を受診し、服薬の調整等も含め、主治医からの適切な指示を聞き、学校園へご報告ください。

学校園における医療的ケアに関するQ&A

Q1 保護者の付き添いが必要な時は、どのような時ですか？

お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により、保護者の付添いをお願いする場合があります。

<特別支援学校>

- ・引継ぎ等で看護師等（や教職員）が実施できないとき。
（特に年度当初や新たなケア内容が加わったときなど）

<学校園（特別支援学校以外）>

- ・15時間を超えて医療的ケアが必要なとき。
- ・校外学習等、看護師派遣が難しいとき。
（いつもの環境と異なるため、保護者の付き添いをお願いする場合があります。）
- ・医療的ケアを安全に実施できる環境が整うまで。

Q2 スクールバスでの登下校は可能ですか？（特別支援学校）

乗車の可能性について追及するとともに、安全を配慮のうえ、個別に判断します。

通学中に医療的ケアの必要がなく、安全に乗車できると判断された場合は乗車可能です。

* 神戸市内の特別支援学校一覧（職業科以外）

学校名（種別）	住 所	電話番号
灘さくら支援学校（知・肢）	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2	078-802-1200
青陽灘高等支援学校（知）	神戸市灘区岩屋北町6-1-1	078-871-1800
盲学校（視）※市内全域	神戸市中央区東川崎町1-4-2	078-360-1133
友生支援学校（知・肢・病）	神戸市兵庫区夢野町1-1	078-576-6120
青陽須磨支援学校（知・肢）	神戸市須磨区西落合1-1-4	078-793-1006
いぶき明生支援学校（知・肢）	神戸市西区井吹台西町7-1	078-997-6311
県立芦屋特別支援学校（知）	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
県立神戸特別支援学校（知・肢）	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
県立のじぎく特別支援学校（知・肢）	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
県立神戸聴覚特別支援学校（聴） ※県内全域	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
県立視覚特別支援学校（視）※県内全域	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291

※ 県内・市内全域校以外の学校は通学区域が決まっていますので、校区の学校へお問い合わせください。

神戸市立学校園（特別支援学校以外）はそれぞれの学校園へ、
保育所、認定こども園等はこども家庭局幼保事業課
(078-322-6919) にお問い合わせください。

神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階
TEL:078-333-3330（神戸市総合コールセンター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>

